

家庭用防災カルテ

令和4年(2022年)3月版



【会津はなこ】お母さん。パートで働き、家族と運動が大好きな13っかりもの。

【会津たろう】会社勤務の消防団員のりん、家族と地域のために活躍するマインズ派。ITが苦手。

【会津まゆみ】おばあちゃん。スマホもネットもとまりとまい。足踏も丈夫!

家庭用防災カルテとは

地域防災計画は、本市の防災対策指針をまとめたものであり、東日本大震災や令和元年東日本台風など近年全国各地で地震や大雨による水災害及び土砂災害が発生している状況を踏まえ、定期的に更新を行っています。

この「家庭用防災カルテ」は、地域防災計画の内容のうち、市民の皆様へ関係の深い項目について概要をまとめたものとなっています。

市は、近年多発している自然災害の被害を小さくするために、この計画により、予防対策や応急対策などを実施することで、復旧・復興をできる限り早く実現することを目指しています。

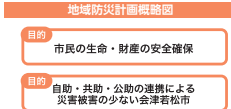


Table with 2 columns: '4つの見直し視点' (Review points: disaster preparedness, disaster response, recovery, etc.) and '8つの重点対策事項' (Key measures: multi-media disaster education, information collection, etc.).

※図1〜情報掲載箇所のことです。市ホームページやホームページを基にした情報収集、収集を厳格に行います。

自助・共助・公助の連携

【基本的な考え方】大規模災害発生時には、市や消防署、警察などによる災害応急対策(公助)には限界があります。自らの命を守り(自助)、地域でお互いに助け合う(共助)ことが大切です。

【市の取り組み方針】市や防災関係機関をはじめ、市民、地域、民間事業者などそれぞれの役割分担を明確にします。市民誰もが生涯を通じて、防災教育や防災訓練に取り組みやすくします。

自助

【命を守る】まず自分の命を守る事が大切です。自分が助かれれば、大切な人を助けることができます。

【一のために】一家の耐震化や家具の固定、避難生活に必要な食料や物資の備蓄、避難所の確認、防災訓練参加に取り組みましょう。

共助

【命をつなぐ】日頃から地域のつながりを大切に、「自分たちは自分たちで守る」という意識を持って助け合います。地域の方が集まれば、個人ではできない事が可能になります。

【一のために】自防防災組織の結成や、地域の要配慮者の支援体制づくりに取り組みましょう。

公助

【命を支える】市は、災害に強いまちづくりや、災害時の協力体制の構築に取り組んでいます。

【一のために】災害の情報を迅速に的確に伝える仕組みを作ります。また、公施設の耐震化や非常電話の整備に努めます。

市民の皆さんの備蓄品と災害時に特に忘れやすい物の例



情報の伝達・広報

情報伝達

【基本的な考え方】災害時の情報伝達は、ICT 機器の活用を図るとともに、情報弱者への配慮やリス分散のため、ICT 以外の多様な伝達手段を合わせて活用していきます。

【市の取り組み方針】ICT 利用の柱として「あいべあ」にて防災情報メールの登録を進めます。また災害時には「緊急速報メール」も活用します。さらに、「Yahoo防災速報」アプリによる情報発信も行っています。一方、エフエム会津との連携や災害時電話発着サービスなど、様々な情報手段を合わせて活用していきます。

【あいべあ】会津若松市と大熊町が連携するコミュニケーションサービス (https://aibear.jp)



【市民の皆さんにお願いしたいこと】

- 「あいべあ」にて防災情報メールに登録し、災害情報や気象情報の収集に努めましょう。
- 災害のおそれがある時はテレビラジオ放送で情報収集に努めましょう。

広報

【基本的な考え方】被災情報や災害対策情報を速やかに市民等にお知らせします。また、二次的な情報、本地域に関する情報も継続して提供します。迅速に確実な避難行動等につなぐよう、簡潔でわかりやすい表現に配慮します。

【市の取り組み方針】

- 最新の災害情報を市のホームページやスマホを通じて速やかにお知らせします。また、地図を活用して「災害情報の見える化」に努めます。
- 地区の公民館やコミュニティセンターを地域への情報窓口として位置づけ、情報の提供を行います。

【市民の皆さんにお願いしたいこと】

- 身近な災害情報を市に提供してください。
- 情報発信にあたっては、情報源をよく確認し、根拠の無い情報(デマ)の拡散に繋がらないよう注意してください。



住民避難

【基本的な考え方】市民が自ら判断して避難できる体制づくりを目指します。できるだけ早い段階での避難情報の発令を行います。避難所の整備や、目的に応じた多様な避難所を確保します。市と地域、被災者などが一体となった避難所運営体制を構築します。

【市の取り組み方針】避難情報の発令基準(ガイドライン)に沿って、迅速・的確に情報発令します。避難所のバリエーション化や災害備蓄、さらには感染症対策を進めるとともに、要配慮者の特性に応じた多様な福祉避難所を確保します。避難所運営を円滑に行うためにマニュアルを作成し、また適宜訓練を実施します。

【市民の皆さんにお願いしたいこと】

- 日頃から地域の避難場所や避難所を確認し、どこに避難するかを家族で話し合います。
- 避難情報が発令されたときは、早めに避難を心がけてください。

【避難場所と避難所】

- 避難場所 ... 一時的に避難をする場所(各小中学校、高校、公園等)
- 避難所 ... 避難生活をする施設(各小中学校、各体育館、大公民館、ただし、災害の状況などにより開設する避難所が決定されます。)

- 【避難】とは「難」を「避ける」こと。安全な場所にいる人は避難をする必要はありません。
- 市が指定する避難所、避難場所以外にも、安全な場所にある親戚や知人宅、旅館やホテル等の避難を検討してください。

避難情報の種類と取るべき行動

Table with 4 columns: 警戒レベル (Alert Level), 発生・伝達される情報 (Information to be disseminated), 発生し得る状況 (Possible situation), 住民の皆様が取るべき行動 (Action for residents), and 参考となる気象情報等 (Reference meteorological information).

災害への備え①

地震に備える

- 【市の取り組み方針】地震は発生後 72 時間以内の初期対応が重要ですので、備蓄や役割に応じたマニュアルの整備や人的体制の整備を進めます。
- 建物の耐震性を高め、火止防止対策を進めます。
【市民の皆さんにお願いしたいこと】
- 地震による家具の転倒や窓ガラスの損壊被害を大きくします。専用の固定器具を使用したり、ガラスに飛散防止フィルムを貼るなどの対策をしましょう。
- ブロック塀などの倒壊防止や、屋根瓦などの落下防止対策をしましょう。

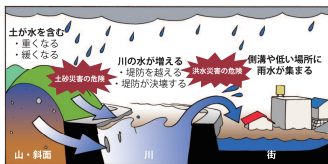


地震の二次被害に備える

- 【市の取り組み方針】地震そのものよりも、火災などによる複合災害となることで、被害がより大きくなります。市や防災関係機関は、地震発生後、速やかにパトロール等を実施する。また、火災の早期発見や道路等の安全確保を図ることで、二次災害を最小限に抑えることを目指します。



水害・土砂災害について

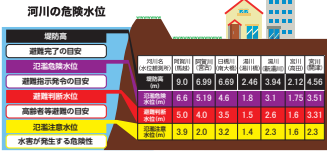


●大雨のため、警報発令や洪水等の水害や土砂災害が発生するおそれがある場合には、情報収集に努め、早めの避難を心がけてください。

災害への備え②

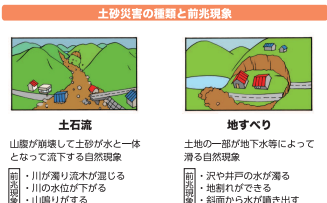
水害に備える

- 【市の考え方・市民の皆さんにお願いしたいこと】水害は、降雨情報や川水位情報などから、発生のおそれを推察します。適切に危険性を判断し、早めの避難情報の発令を行います。
- 配水池や雨水幹線の整備等により、水害に強いまちづくりを進めます。
- ハザードマップで浸水危険の範囲を確認し、大雨や洪水時の対応を家族で話し合います。



土砂災害に備える

- 【市の考え方・市民の皆さんにお願いしたいこと】土砂災害は、事前の取り組みが大切です。市や土砂災害の危険箇所を早期に把握し、住民へ「知らせる努力」を行い、住民が「知る努力」で応えることで被害を小さくすることが出来ます。
- 土砂災害警戒区域をハザードマップで確認すると共に、大雨の際は beforehand 現象に注意し、早めの避難を心がけましょう。



要配慮者支援

- ●要配慮者とは、高齢者、障がいのある方、乳幼児その他の特に配慮を要する方を指します。
- ●避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方を指します。

【基本的な考え方】災害時に犠牲になりやすい要配慮者を、地域住民や関係機関が協力して支援します。要配慮者が避難に十分な時間を確保できるように、出来るだけ早い段階で「警戒レベル」：高齢者等避難」を発令します。

【市の取り組み方針】自力での避難が難しい高齢者や障がいのある方を、地域の方で支える。「避難行動要支援者制度」を推進しており、災害時に円滑に避難が図れるよう、要配慮者の一人一人の避難計画となる「個別避難計画」の作成を進めています。

福祉避難所等を確保し、要配慮者の避難生活を支援します。防災情報の多言語化を進めることで、外国人への情報提供を支援します。

●音声版防災情報を市のホームページで公開しています。●地域の防災訓練、避難訓練等の実施を推進し、自助・共助の防災意識の醸成を図ります。【要配慮者に必要な支援内容】●平時からの支援 - 避難行動要支援者制度や避難に関する情報の理解を促進します。●要配慮者の特性に応じた多様な情報伝達手段を確保します。●災害発生時の避難行動支援 - 要配慮者の避難情報の提供と避難所開設を行います。●自力での避難が困難な方を地域や関係機関が支援する体制を構築します。

●災害発生後の避難生活支援 - 日常生活に必要な車イスや多目的トイレの確保、避難所のバリエーション化に努めます。●関係機関や福祉団体の協力を得て、個々人に必要な支援サービスの確保に努めます。



被災した時は

- 【基本的な考え方】市は、市民が速やかに日常生活を取り戻すことができる様に各種支援を行います。

【市の取り組み方針】被災者への速やかで総合的な支援を行うことが出来るよう、被災者台帳を作成します。また、被災者の家族等からの安否確認に応じられる体制を構築します。

【被災者向けの多言語対応】生活支援制度 ... 「被災者生活再建支援法」に基づく支援金の支給制度などがあります。融資制度 ... 住宅関係、商工・農林関係、さらには福祉関係の無利子または低利率の融資制度があります。●税の減免措置 ... 市や県税などの減免措置や徴収猶予制度があります。

【被災証明書】大きな災害が発生し、住宅が被災した場合には、各種支援措置を受けるために、必要に応じて「被災証明書」を交付します。

【被災証明書】被災証明書が交付される程度の大きな災害でない時に住宅等の建物が被害が発生した場合や家財道具等の動産に被害があった場合には、「被災証明書」を交付します。交付には、申請書の提出と、被害が確認できる写真が必要となります。●必要不可欠 ... 印刷、被害が確認できる写真等

終わりに ~市民皆さんの意見が活かされています~

近年、日本各地において、大地震や大雨による洪水や土砂災害、大規模火災や火山噴火など、大きな災害が発生しており、いつ身近に発生してもおかしくはありません。災害が発生した際にもっとも頼りとなるのは、災害を知り、その対策をする日頃の備えと地域の連携です。この「家庭用防災カルテ」は、本市で策定している「会津若松市地域防災計画」の概要版です。今後も皆様へ、防災対策に取り組んでいただけたら、防災教育や出前講座などの際にテキストとして活用させていただきたいと考えております。ご一読いただいた場合は、「ハザードマップ」とともに壁などに貼り、日頃の防災意識の向上に役立てていただければ幸いです。

※ハザードマップは、市の各窓口において配布しております。

● お問い合わせ先 会津若松市役所危機管理課 (電話：39-1227)

